

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	三六〇
	福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	三六五
告示		
	自衛官採用試験の試験期日及び試験場を定める件四件	三六五
	大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	三六六
	大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	三六六
	農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可した件	三六六
	県営土地改良事業計画を変更した件	三七〇
	保安林の指定をする予定である旨通知があった件	三七〇
	保安林の指定実施要件を変更する予定である旨通知があった件	三七四
	道路の区域を変更する件二件	三七四
	道路の供用を開始する件二件	三七五
	臨港地区内における分区分を指定する件の一部を変更する件	三七五
公告		
	一般競争入札を行う件	三七六
	県営土地改良事業の工事が完了した件	三七六

規 則

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年六月三十日

福島県規則第五十三号

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福島県災害救助法施行細則（昭和三十五年福島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(二)中「又は天幕を設営」を「天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施」に改め、同表の一の1の(三)中「(災害の発生が冬季(十月から翌年三月まで)であるときは、別に定める額を加算した額)」を削り、同表の一の1中(四)を(五)とし、同表の一の1の(三)の次に次のように加える。

(四) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

別表第一の一の2を次のように改める。

2 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型仮設住宅」という。)、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの(以下「借上型仮設住宅」という。)、又はその他適切な方法により供与するものとする。

(一) 建設型仮設住宅

(1) 建設型仮設住宅の設置に当たつては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五、五一六、〇〇〇円以内とする。

(3) 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五〇戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五〇戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。

(4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型仮設住宅として設置することができる。

(5) 建設型仮設住宅の設置については、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

(6) 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二〇一号)第八十五条第三項又は第四項の規定による期間内とする。

(7) 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

(二) 借上型仮設住宅

(1) 借上型仮設住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

(2) 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、これを提供しなければならない。

(3) 借上型仮設住宅を供与できる期間は、(6)と同様の期間とする。

別表第一の二の1の(一)中「住家が全壊、全焼、流出、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受けたために炊事のできない者及びこれらの被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者(以下「被災者」という。)」を「又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者」に改め、同表二の1の(三)中「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に改め、同表二の1の(五)を削り、同表三の1中「き損し」を「損傷等により使用することができず」に改め、同表三の3中「の範囲内」を「以内」に改め、「季別は」の下に「夏季(四月から九月までの期間をいう。以下同じ。)」及び冬季(十月から三月までの期間をいう。以下同じ。))とし」を加え、同表三の3の(一)中「(四月から九月まで)」を削り、「五三、〇〇〇円」を「五二、九〇〇円」に改め、「(十月から翌年三月まで)」を削り、「五五、〇〇〇円」を「五四、九〇〇円」に、「一六四、三〇〇円」を「一六四、二〇〇円」に、「八〇、九〇〇円」を「八〇、八〇〇円」に改め、同表の三の3の(二)中「(四月から九月まで)」及び「(十月から翌年三月まで)」を削り、同表の六の2中「五七六、〇〇〇円」を「五七四、〇〇〇円」に改め、同表の七の3中「の範囲内」を「以内」に改め、同表の八の1中「により学用品を喪失し、又はき損し」を「による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず」に改め、同表の八の3中「の範囲内」を「以内」に改め、同表の八の3の(二)中「四、三〇〇円」を「四、四〇〇円」に、「四、六〇〇円」を「四、七〇〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一〇〇円」に改め、同表の九の3中「二一〇、四〇〇円」を「二一〇、二〇〇円」に、「一六八、三〇〇円」を「一六八、一〇〇円」に改め、同表の十二の2中「一世帯当たり一三四、八〇〇円」を「市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が一三五、一〇〇円」に改め、同表の十三の1の(一)中「避難」の下に「に係る支援」を加える。

別表第二の1の1の(一)中「二一、一〇〇円」を「二一、九〇〇円」に改め、同表の1の1の(二)中「一六、三〇〇円」を「一六、二〇〇円」に改め、同表の1の1の(三)中「一七、四〇〇円」を「一七、一〇〇円」に改め、同表の1の1の(四)中「一三、九〇〇円」を「一三、八〇〇円」に改め、同表の1の1の(五)中「一五、九〇〇円」を「一五、七〇〇円」に改め、同表の1の1の(六)中「二四、八〇〇円」を「二五、六〇〇円」に改め、同表の1の1の(七)中「二三、四〇〇円」を「二四、二〇〇円」に改め、同表の1の1の(八)中「二三、四〇〇円」を「二四、二〇〇円」に改め、同表の1の1の(九)中「二三、四〇〇円」を「二四、二〇〇円」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

(災害対策課)

福島県規則第五十四号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則(平成九年福島県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の1の表福島県営柴宮団地の項中「四十二号棟」の下に、「四十三号棟の四号室から六号室まで、八号室、九号室、十一号室、十三号室から十五号室まで、二十号室、二十五号室及び三十号室、四十四号棟」を加え、「四十一号棟」の下に、「四十三号棟の一号室から三号室まで、七号室、十号室、十二号室、十六号室から十九号室まで、二十一号室から二十四号室まで、二十六号室から二十九号室まで、三十一号室及び三十二号室」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。

(建築住宅課)

告 示

福島県告示第四百七十二号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第一百七十七条第一項及び第一百八条の規定により、平成二十九年陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生(男子)の採用試験について、次のとおり定める。

平成二十九年六月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 受付期間
平成二十九年七月一日(土)から同年九月八日(金)まで
- 二 試験種目及び試験期日

試 験 種 目	試 験 期 日
筆記試験(国語、数学、社会及び作文) 適性検査	平成二十九年九月十六日(土)
口述試験 身体検査	平成二十九年九月二十四日(日)から同年十月一日(日)までの間の指定する一日

- 三 試験予定会場
- 1 筆記試験及び適性検査

名 称	位 置
会津大学	会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合九十番地
いわき明星大学	いわき市中央台飯野五丁目五番地一号
日本大学工学部	郡山市田村町徳定字中河原一番地
福島職業能力開発促進センター	福島市三河北町七番地十四号
福島県立テクノアカデミー浜	南相馬市原町区菅浜字巢掛場四十五番地百十二号

2 口述試験及び身体検査

名 称	位 置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

四 採用時期

平成三十年三月下旬又は同年四月上旬

五 応募資格

平成三十年三月一日現在又は同年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子で、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

六 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課(福島市南町八十六番地) 電話〇二四一五四六一 一九一九

(災害対策課)

福島県告示第四百七十三号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成二十九年陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生(女子)の採用試験について、次のとおり定める。

平成二十九年六月三十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 受付期間 平成二十九年七月一日(土)から同年九月八日(金)まで
- 二 試験種目及び試験期日

試 験 種 目	試 験 期 日
筆記試験(国語、数学、社会及び作文) 適性検査 口述試験 身体検査	平成二十九年九月二十三日(土)

三 試験予定会場

名 称	位 置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

四 採用時期

平成三十年三月下旬又は同年四月上旬

五 応募資格

平成三十年三月一日現在又は同年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する女子で、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

六 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課(福島市南町八十六番地) 電話〇二四一五四六一 一九一九

(災害対策課)

福島県告示第四百七十四号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成二十九年陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の二等陸士、二等海士及び二等空士として採用する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官(男子及び女子)の採用試験について、次のとおり定める。

平成二十九年六月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 受付期間

平成二十九年七月一日(土)から同年九月八日(金)まで

二 採用の区分

一般曹候補生

三 試験種目及び試験期日

1 第一次試験

試験種目	試験期日
筆記試験（国語、数学、社会及び作文） 適性検査	平成二十九年九月十六日（土）

2 第二次試験（第一次試験の合格者のみ行う。）

試験種目	試験期日
口述試験 身体検査	平成二十九年十月五日（木）から同月八日（日）までの間の指定する一日

四 試験予定会場

1 第一次試験

名称	位置
会津大学	会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合九十番地
いわき明星大学	いわき市中央台飯野五丁目五番地一号
日本大学工学部	郡山市田村町徳定字中河原一番地
福島職業能力開発促進センター	福島市三河北町七番地十四号
福島県立テクノアカデミー浜	南相馬市原町区萱浜字巢掛場四十五番地百十二号

2 第二次試験

名称	位置
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地

陸上自衛隊郡山駐屯地

郡山市大槻町字長右エ門林一番地

五 採用時期

平成三十年三月下旬又は同年四月上旬

六 応募資格

平成三十年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四一五四六一
一九一九 （災害対策課）

福島県告示第四百七十五号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十八条の規定により、平成二十九年年度海上自衛隊及び航空自衛隊の二等海士及び二等空士として採用する海上自衛官及び航空自衛官（男子及び女子）の採用試験について、次のとおり定める。
平成二十九年六月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 受付期間

平成二十九年七月一日（土）から同年九月八日（金）まで

二 採用の区分

航空学生

三 試験種目及び試験期日

1 第一次試験

試験種目	試験期日
筆記試験（国語、数学、英語の他、地理歴史、公民又は理科のうちから一科目選択） 適性検査	平成二十九年九月十八日（月）

2 第二次試験等

第一次試験合格者に対して別に示す。

四 試験予定会場

1 第一次試験

--	--

名 称	自衛隊福島地方協力本部	位 置	福島市南町八十六番地
	陸上自衛隊郡山駐屯地		郡山市大槻町字長右エ門林一番地

2 第二次試験等

第一次試験合格者に対して別に示す。

5 採用時期

平成三十年三月下旬又は同年四月上旬

6 応募資格

1 平成三十年四月一日現在、海上自衛隊は十八歳以上二十三歳未満の者、航空自衛隊は十八歳以上二十一歳未満の者で次のア、ウのいずれかに該当するもの

ア 高等学校又は中等教育学校卒業者（平成三十年三月に高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者を含む。）

イ 前号に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（平成三十年三月三十一日までに、これに該当する見込みのある者を含む。）

ウ 高等専門学校第三学年次修了者（平成三十年三月修了見込みの者を含む。）

2 前項ア、ウのいずれかに該当し、日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四一五四六一

一九一九

（災害対策課）

福島県告示第四百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年六月三十日から同年七月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）上保原ショッピングセンター 福島県伊達市保原町上保原字正地内二十三番地二ほか

二 法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年六月三十日から同年七月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

マルト四倉店 福島県いわき市四倉町字西二丁目九番二ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百七十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十九年六月三十日

福島県知事 内堀雅雄

一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	住所又は所在地	貸借権の設定等を受ける土地
	芦間 雄一	いわき市山田町林崎 一一二九	いわき市山田町林崎二五ほか四筆
	青木 薫	いわき市三和町渡戸 字日渡五三	いわき市好間町大利字道内一六九一—ほか九筆
	農事組合法人 ファーム永井	いわき市三和町上永 井字大平田一六五	いわき市三和町下永井字大堀二五五ほか二筆

永山 盛一郎	いわき市渡辺町田部 字初田一	いわき市常磐長孫町星谷八三ほか五筆
株式会社 フェ リスラテ	福島市土船字新林二 五―一七	福島市桜本字新開前五―一ほか十四筆
小坂アグリ 株式会社	伊達郡国見町新泉田 二〇八	伊達郡国見町新鳥取八―一ほか二筆
岡部 喜春	郡山市大槻町字胡桃 沢一三八	郡山市大槻町字胡桃沢四四ほか八筆
小林 正一郎	郡山市片平町字南中 町二五	郡山市片平町字中館岡四九ほか二筆
安藤 喜宏	郡山市三穂田町山口 字芦ノ口二九	郡山市三穂田町山口字深田一二八ほか 九筆
桑名 兵吉	郡山市湖南町福良字 古町三六	郡山市湖南町福良字五斗蒔一二〇ほか 二筆
株式会社 本 田農園	郡山市湖南町福良字 畑ノ前二五三四	郡山市湖南町福良字古町浦六八ほか二 十筆
橋本 光春	郡山市中田町高倉字 町一四九	郡山市中田町高倉字道ノ作四五〇―一 ほか三筆
農事組合法人 布引高原野 菜生産組合	郡山市湖南町福良字 前谷地六二三三	郡山市湖南町赤津字西岐二八〇―一 ほか一筆
安藤 秀夫	須賀川市大久保字西 ノ内一二五	須賀川市大久保字明内三〇―一ほか三 筆
石井 一	須賀川市畑田字八斗 内五五	須賀川市畑田字牡丹原三一―一ほか四筆
國分 泰明	須賀川市柱田字弥六 内二四	須賀川市柱田字三斗蒔七六ほか三筆

相楽 重	須賀川市大久保字宿 六五	須賀川市大久保字宿一六〇―一ほか四 筆
佐藤 恒男	須賀川市今泉字梅田 六四	須賀川市柱田字三角田四一ほか十一筆
高橋 純一	須賀川市仁井田字大 谷地一〇〇	須賀川市仁井田字大谷地七二五ほか五 筆
橋本 満男	須賀川市保土原字古 戸屋敷六五	須賀川市保土原字上川原一九ほか四 筆
服部 弥	須賀川市榊衝字大久 保山一一―四五	須賀川市矢田野字荒井三三ほか三筆
有 限 会 社 え ん 家	須賀川市榊衝字新田 三二	須賀川市榊衝字上新田一三ほか八筆
古川 雅和	須賀川市館ヶ岡字里 四四	須賀川市館ヶ岡字来迎寺二一五
有 限 会 社 西 部 農 場	須賀川市江花字切館 一七七	須賀川市江花字栗の木内一〇四―一ほ か九筆
株 式 会 社 ア グ リ フ ィ ー ル ド 矢 吹	郡山市田村町岩作字 駒形一〇七―五一	須賀川市堤字仲田三三ほか七筆
佐久間 三郎	白河市東下野出島字 髪内一九一	白河市東釜字矢越田四七ほか九筆
株 式 会 社 吉 野 家 フ ァ ー ム 福 島	白河市表郷金山字竹 ノ内三五	白河市表郷下羽原字下原二―一ほか十 五筆
橋本 賢一	白河市表郷梁森字栗 口七九	白河市表郷梁森字中神一七九―一ほか 七筆

古川 由美子	古川 正俊	株式会社 あぐりファイト 横沼	大原 敏弘	大原 博正	須貝 康雄	鵜川 定昭	鵜川 久吉	山浦 義博	芳賀 利一	株式会社 吉野家ファーム 福島	農事組合法人 入方ファーム
会津若松市神指町横沼二二七	会津若松市神指町横沼二一五	会津若松市神指町大字北四合字横沼一〇	会津若松市大戸町小谷西村一五五	会津若松市大戸町小谷西村一七八	会津若松市大戸町小谷原二二二	会津若松市大戸町小谷原二	会津若松市大戸町小谷西村一五四	会津若松市大戸町小谷湯ノ平八八	会津若松市大戸町小谷西村一七三	白河市表郷金山字竹ノ内三五	白河市田島薮田二〇
会津若松市神指町横沼七二一b	会津若松市神指町横沼七五一bほか一筆	会津若松市神指町榎木檀八七ほか百六十七筆	会津若松市大戸町小谷川端一四七一一ほか十二筆	会津若松市大戸町小谷西村一二九ほか五筆	会津若松市大戸町小谷川端一九一一一ほか十七筆	会津若松市大戸町小谷原四七ほか六筆	会津若松市大戸町小谷西村一〇七一一ほか七筆	会津若松市大戸町小谷西村二八三一一ほか三十四筆	会津若松市大戸町小谷坂下一三四ほか七十四筆	東白川郡棚倉町大字逆川字豊田五ほか七筆	白河市田島西宮田八一ほか十六筆

鈴木 康弘	大原 隆雄	積田 行弘	佐瀬 和明	矢沢 晴信	渡部 和広	大竹 麗子	古川 秀廣	古川 惇	古川 義彦	古川 秀男	矢沢 千賀子
会津若松市神指町大字南四合字幕内二五三	会津若松市神指町大字南四合字幕内二四〇	会津若松市神指町大字南四合字幕内二四八	会津若松市神指町大字南四合字幕内二四八	会津若松市神指町横沼二二二一〇	会津若松市慶山二丁目二二一〇	会津若松市高野町大字中沼沼沼本二九五十一	会津若松市神指町横沼二四八	会津若松市神指町大字北四合字花川作丙五三九	会津若松市神指町横沼二二三	会津若松市神指町横沼二三一	会津若松市神指町横沼二二二九
会津若松市神指町幕内二九ほか一筆	会津若松市神指町幕内五	会津若松市神指町幕内二〇	会津若松市神指町幕内九九一ほか一筆	会津若松市神指町横沼二二二一bほか一筆	会津若松市神指町横沼二一b	会津若松市神指町横沼三一一b	会津若松市神指町横沼八七ほか三筆	会津若松市神指町横沼二〇一bほか二筆	会津若松市神指町横沼一〇二一b	会津若松市神指町横沼二二一b	会津若松市神指町横沼七六一一b

佐藤 孝徳	遠藤 秀明	五十嵐 信幸	花見 牧雄	花見 和彦	花見 清治	安達 憲一	飯野 利光	渡部 晃久	株式会社 イゴ農園 タ	佐藤 久雄	山内 健一	字南四合字幕内二三 四
喜多方市塩川町四奈	喜多方市熱塩加納町 熱塩字宮ノ下丙三六 七	喜多方市岩月町大都 字荒田六〇八	喜多方市岩月町大都 字諏訪前二二一	喜多方市岩月町大都 字阿合三〇三	喜多方市岩月町大都 字下糶唐卷七九〇	喜多方市岩月町大都 字阿合三〇七	喜多方市上三宮町三 谷字五分一 四九九 五	喜多方市慶徳町新宮 字前田五九二	喜多方市字一本木下 七八一七	喜多方市上三宮町吉 川字北原五八七二	喜多方市慶徳町松舞 家字木曾ノ原七七一	字南四合字幕内二三 四
喜多方市塩川町四奈川字舞地免三	喜多方市熱塩加納町熱塩字黒川四七ほ か七筆	喜多方市岩月町大都字神田作四四	喜多方市岩月町大都字前田三四一ほ か二筆	喜多方市岩月町大都字神田作二九ほか 二筆	喜多方市岩月町大都字神田作二一	喜多方市岩月町大都字館ノ内二四ほか 一筆	喜多方市上三宮町吉川字大畑一三ほか 十筆	喜多方市慶徳町豊岡字上江四四ほか四 筆	喜多方市松山町鳥見山字中村道上二五一 一ほか五筆	喜多方市上三宮町吉川字新屋敷一一一 ほか七筆	喜多方市慶徳町豊岡字豊岡道北九ほか 一筆	字南四合字幕内二三 四

渡部 一和	渡部 正尋	佐藤 幸成	星 昭	二瓶 美千雄	六角 好光	辰野 博幸	鈴木 利史	古川 憲一郎	鈴木 淳一	株式会社 原農産 塚	飯塚 康雄	川字能力二五
耶麻郡猪苗代町大字	耶麻郡猪苗代町大字 中小松字中目丙二一	耶麻郡猪苗代町大字 八幡字若宮四〇	耶麻郡猪苗代町大字 三ツ和字新在家一四 〇五	耶麻郡猪苗代町大字 長田字東真行一五六 八一	耶麻郡猪苗代町大字 山瀉字宮ノ前一三九 五	喜多方市塩川町吉沖 字西村一五七〇	喜多方市塩川町吉沖 字久子ノ内一七	喜多方市塩川町窪字 館一一九八	喜多方市塩川町四奈 川字西鑑百二〇二一	喜多方市塩川町金橋 字金川二〇九八	喜多方市塩川町四奈 川字能力四一	川字能力二五
耶麻郡猪苗代町大字中小松字金田一七一	耶麻郡猪苗代町大字中小松字田区三二一 一ほか二筆	耶麻郡猪苗代町大字八幡字若宮二九五一 一ほか十筆	耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字村東七八一 二ほか二十六筆	耶麻郡猪苗代町大字長田字扇田一七	耶麻郡猪苗代町大字山瀉字山瀉西一七 ほか十九筆	喜多方市塩川町吉沖字柴城一一七ほか 二筆	喜多方市塩川町天沼字西田三一ほか 三筆	喜多方市塩川町五合字高水口三〇ほか 三筆	喜多方市塩川町四奈川字西鑑百七八ほ か二筆	喜多方市塩川町中屋沢字沼田一〇三二 ほか十五筆	喜多方市塩川町四奈川字庚壇三ほか六 筆	川字能力二五

鈴木 義夫	小林 守	小林 幸子	桑原 富男	喜多見 正儀	株式会社 国 際米流通セ ン ター	笠間 昭一	飯山 榮	五十嵐 英人	安部 嘉之	佐藤 三枝子	川桁字元幸野七二
耶麻郡猪苗代町字今	耶麻郡猪苗代町字上 屋敷一九八三一	耶麻郡猪苗代町字村 南一四三四	耶麻郡猪苗代町大字 川桁字新屋敷三四四 六	耶麻郡猪苗代町大字 三ツ和字三城潟一四 一五	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字桜川一四一四	耶麻郡猪苗代町大字 千代田字千代田甲一 七七	耶麻郡猪苗代町字今 泉一九二三	耶麻郡猪苗代町大字 八幡字白谷地道三四 八九	耶麻郡猪苗代町大字 山潟字山潟二四六二	耶麻郡猪苗代町大字 関都字寺屋敷一二四 七	耶麻郡猪苗代町大字 関都字菱沼西七ほ か十九筆
耶麻郡猪苗代町字下長瀬二一ほか五	耶麻郡猪苗代町字上長瀬七ほか十一筆	耶麻郡猪苗代町字上長瀬一四ほか二筆	耶麻郡猪苗代町大字川桁字新広面一二 ほか三筆	耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字下舟橋八 八一ほか八筆	耶麻郡猪苗代町大字川桁字川北一四	耶麻郡猪苗代町大字千代田字曲田九六 ほか八筆	耶麻郡猪苗代町字天場一四六	耶麻郡猪苗代町大字八幡字白津南三三 一ほか一筆	耶麻郡猪苗代町大字金田字金曲東一六 四ほか一筆	耶麻郡猪苗代町大字 か十九筆	二ほか三筆

渡部 政人	横山 徹	山崎 正徳	武藤 誉	細矢 誠	古川 正光	本多 力	野口 宣男	農事組合法人 結乃村農業 団	鶴巢 守	高橋 良次	泉一八七九
耶麻郡猪苗代町大字 金田字金曲一二三	耶麻郡猪苗代町字東 谷地九六九	耶麻郡猪苗代町大字 三ツ和字五十軒三三 七一	耶麻郡猪苗代町大字 八幡字白津四三二九	耶麻郡猪苗代町字今 泉一九〇一	耶麻郡猪苗代町字柙 次八六四	耶麻郡猪苗代町大字 八幡字堤一一六四一 一	耶麻郡猪苗代町大字 三ツ和字三城潟九三 三	耶麻郡猪苗代町字見 柙五二六九	耶麻郡猪苗代町字土 町二六	耶麻郡猪苗代町大字 八幡字館ノ内九九一	耶麻郡猪苗代町大字 八幡字若宮二八九 ほか六筆
○ほか一筆 耶麻郡猪苗代町大字金田字金曲東一三	耶麻郡猪苗代町大字西館字宮田七一ほ か一筆	耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字砂川後二 九五六一ほか十三筆	耶麻郡猪苗代町大字八幡字堰下二四ほ か九筆	耶麻郡猪苗代町字窪南二三一一ほか十 七筆	耶麻郡猪苗代町字江中一三八ほか一筆	耶麻郡猪苗代町大字八幡字若宮八三ほ か六筆	耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字家北七五 ほか五筆	耶麻郡猪苗代町字新見柙五二四ほか十 二筆	耶麻郡猪苗代町字江中一〇五ほか十二 筆	耶麻郡猪苗代町大字八幡字若宮二八九 ほか六筆	筆

渡部 利	耶麻郡猪苗代町大字八幡字山神三七一	耶麻郡猪苗代町大字八幡字上野四一〇
佐藤 喜作	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字村中乙二一一四	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字小田一八ほか一筆
長谷川 吉徳	耶麻郡猪苗代町字島田一六〇三	耶麻郡猪苗代町大字磐里字磐崎一一六ほか三筆
株式会社 若宮 若くさく	河沼郡会津坂下町大字牛川字寿ノ宮一九〇五	河沼郡会津坂下町大字牛川字寿ノ宮三三ほか三十八筆
佐藤 武喜	河沼郡会津坂下町大字長井字花畑二一八四	河沼郡会津坂下町大字長井字新田東一五九一ほか十七筆
小林 和弘	河沼郡会津坂下町大字大沖字沖中七一三	河沼郡会津坂下町大字大沖字砂子田三一ほか十四筆
齋藤 公一	河沼郡会津坂下町大字宮古字中西九八	河沼郡会津坂下町大字宮古字村田三八ほか十一筆
有 限 公 社 藤川 農産	河沼郡会津坂下町大字片門字片門甲五〇	河沼郡会津坂下町大字片門字仲南六五九ほか十四筆
渡部 敦	河沼郡会津坂下町大字白狐字中原甲八六	河沼郡会津坂下町大字白狐字南原一七ほか八筆
石見 一詞	河沼郡会津坂下町大字高寺字窪倉二六七	河沼郡会津坂下町大字高寺字小苗代八一ほか二筆
小野 巧	河沼郡会津坂下町大字坂本字村中乙五八	河沼郡会津坂下町大字塔塔寺字馬場五三ほか二十筆
小野 憲一	河沼郡会津坂下町大字坂本字村中乙五八	河沼郡会津坂下町大字坂本字原中乙一二三八ほか二十三筆

鴻巣 泰一	大沼郡会津美里町新屋敷字南向乙五三四	大沼郡会津美里町米田字米沢二八ほか一筆
石黒 忠雄	大沼郡会津美里町境野字二軒三八二	大沼郡会津美里町境野字境野一三十三ほか四筆
木野 光一	大沼郡会津美里町字黒川六	大沼郡会津美里町字竹原二三一ほか二筆
有 限 公 社 リー ン サ ー ビ ス	大沼郡会津美里町鶴野辺字家ノ前甲六〇二	大沼郡会津美里町米田字根岸一五四ほか四十三筆
國分 猛	大沼郡会津美里町米田字屋敷乙一四〇六	大沼郡会津美里町沼田字前林一三ほか六筆
山内 久哉	大沼郡会津美里町沼田字百目貫甲一三二五	大沼郡会津美里町沼田字出戸田沢四一ほか七筆
本名 高記	南会津郡只見町大字黒谷字沖一六八二	南会津郡只見町大字黒谷字田中一五八八ほか三十一筆
横山 久弥	南会津郡只見町大字黒谷字町一五一	南会津郡只見町大字黒谷字上野四三〇ほか十一筆
佐藤 好正	南会津郡只見町大字福井字宮ノ前五一六	南会津郡只見町大字黒谷字井戸尻八二ほか四十一筆
株 式 会 社 I S E S A P E U R	南会津郡只見町大字坂田字仮安平七五八	南会津郡只見町大字福井字三日町三五〇ほか六筆
佐藤 泉太	南会津郡只見町大字叶津字入叶津二八	南会津郡只見町大字叶津字入中島一六〇一四三ほか十四筆
合 同 会 社 ね っ か	南会津郡只見町大字梁取字沖九九八	南会津郡只見町大字梁取字森戸三〇ほか四十筆

有会社 日本 イチョウファーム	相馬郡新地町駒ヶ嶺 字大沢北四九一	相馬郡新地町駒ヶ嶺字鹿狼三三一―ほ か四筆
--------------------	----------------------	--------------------------

二 認可年月日
平成二十九年六月三十日

(農業担い手課)

福島県告示第四百七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、西郷南部地区に係る県営復興再生基盤総合整備事業(農地防災事業(農村地域環境保全整備事業))を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年七月三日から

同 月二十四日まで (二十二日間)

三 縦覧の場所

西郷村役場

(農村計画課)

福島県告示第四百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年六月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

喜多方市熱塩加納町米岡字漆房丁一三八七から丁一三九〇まで、丁一三九〇の乙、

丁一三九一、字東八ツ森東丁二一三〇、丁二一三二から丁二一三五まで、字沼ノ沢東

丁二一三六から丁二一三八まで、字頭無丁二二四四の一から丁二二四四の三まで、丁

二二四五から丁二二四九まで、字中ノ沢丁二二五七から丁二二六〇まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年六月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市田人町旅人字前山一の一、一の一三二、一の一三五から一の一七一まで、一の一七

三から一の一七六まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十九年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道二本 松川俣線	二本松市油井字五百田 三七番一地从先 同 市油井字根柄山 九三番一地从先まで	変更前 変更後	一五・〇〇 四五・〇〇 一三・〇〇 三〇・〇〇	二九〇・〇 二九〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十九年六月三十日から二週間一般の縦覧に
供する。

平成二十九年六月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四五九号	喜多方市山都町相川字 前田甲一五一五番一 地先から 同 市山都町相川字 南原甲五〇七番二地先 まで	変更前 変更後	六・四〇 三三・〇〇 一〇・〇〇 一一七・二 一〇・〇〇 一一七・二	三、〇二三・五 一、八八九・五

(道路計画課)

福島県告示第四百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方

建設事務所で平成二十九年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年六月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四五九号	喜多方市山都町相川字北沢入甲一 一一七番一地从先から 同 市山都町相川字南原甲五〇 七番二地先まで	平成二十九年六月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第四百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建
設事務所で平成二十九年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道上戸渡広野線	双葉郡広野町大字上浅見川字尾丸 一番二九地先から 同 郡同 町大字上浅見川字尾丸 一番二九地先まで	平成二十九年六月三〇日

(道路計画課)

福島県告示第四百八十六号

臨港地区内における分区分区を指定する件(平成十七年福島県告示第千二百二十二号)で相馬
港臨港地区内における分区分区として指定されたものうち、保安港区(相馬郡新地町今泉
字新港に係る部分に限る。)及び修景厚生港区(相馬市原釜字北谷地及び相馬郡新地町
駒ヶ嶺字今神に係る部分に限る。)の区域を平成二十九年六月三十日から次の図のと
おり変更する。

なお、「次の図」は省略し、その図面を福島県相馬港湾建設事務所、相馬市役所及び
新地町役場に据え置いて縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

公
告(港
湾
課)

公告第154号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年6月30日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 消防防災ヘリコプター 1機
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年3月20日（水）
- (4) 納入場所 福島県石川郡玉川村大字北須釜字懸金沢97番地8
福島県消防防災航空センター 格納庫

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を、平成29年7月25日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号 福島県庁北庁舎3階

福島県危機管理部危機管理総室災害対策課

電話024-521-7194

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年7月24日（月）午後5時までに必着とする。

- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成29年6月30日（金）から同年7月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び同月17日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
 - (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 日時 平成29年8月10日（木）午後2時
 - (2) 場所 福島県庁北庁舎2階小会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
 - (3) その他 郵便により入札に参加する場合は、書留郵便により行うものとし、平成29年8月9日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
 - (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 契約の締結 落札決定後は仮契約を締結し、この契約は、福島県議会の議決を得たときに本契約として成立するものとする。
 - (6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 Helicopter
 - (2) Time-limit of tender(by hand) : 2:00 p.m., 10 August 2017
 - (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 9 August 2017
 - (4) Contact point for the notice : Disaster Prevention Division, Planning and Coordination Section, Risk Management Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7194

（災害対策課）

公告第百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、土田北地区に係る県営農業農村基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））の工事は、平成二十九年五月二十五日完了したので公告する。
平成二十九年六月三十日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）